

2023年2月7日

ウクライナ情勢に係るロシアに対する経済制裁の概要(5)

弁護士 小林 英治 / 弁護士 松嶋 希会 / 弁護士 北村 健一

ロシアによるウクライナ侵攻に関して、日本政府は、2022年2月26日以降、ロシアに対する経済制裁を実施しています。当事務所では、日本による経済制裁の概要につき、2022年7月5日までに行われた制裁措置の概要につき、2022年3月10日、3月24日、4月20日及び8月4日付のニュースレターにてご紹介しましたが、その後も追加的な経済制裁が実施されています。特に、2022年12月5日付及び2023年2月6日付実施の追加制裁は、新たな内容として上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入を承認制とする措置が含まれており（プライス・キャップ制度）、注意を要します。本ニュースレターでは、2022年7月6日以降の追加制裁の概要につき、ご紹介いたします。

I. 資産凍結等の対象者の追加

2014年のクリミア併合の際に導入された経済制裁における資産凍結等の対象者に追加する形で、2022年のウクライナ侵攻に関してロシア連邦及びベラルーシ共和国の関係者や団体が資産凍結等の対象者に追加されている。2022年7月5日までに指定された資産凍結等の対象者は、2022年3月10日付ニュースレター、同年3月24日付ニュースレター、同年4月20日付ニュースレター及び同年8月4日付ニュースレターに記載の通りである。2022年7月6日以降の指定としては、2022年10月7日及び2023年1月27日に、以下の団体及び個人が資産凍結等の対象者に指定された。

- (1) 団体「Rusich」、国営企業ロステック等ロシア 9 団体
- (2) ロシア連邦安全保障会議メンバー、ロシア政府高官の親族等のロシア 58 個人及びロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される 23 個人
- (3) 公開株式会社カマズ、株式会社イルコートコーポレーション等ロシア 3 団体(2023年2月27日から)
- (4) ロシア連邦の政治家、軍人、カマズ社長等ロシア 22 個人(2023年2月27日から)
- (5) 自称「ヘルソン軍民政府」関係者、自称「ザポリヅジャ軍民政府」関係者等クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者

並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者 14 個人(2023 年 2 月 27 日から)
これまでの資産凍結等の対象者は末尾の表を参照されたい。

II. 輸出等禁止措置

輸出等禁止措置については、ロシア及びベラルーシの特定団体への輸出・技術提供等の禁止措置並びにロシア及びベラルーシを仕向地とする特定の対象品目に係る輸出と技術提供等の禁止措置が実施されている。2022 年 7 月 5 日までに指定された対象団体及び対象品目は、2022 年 3 月 24 日付ニュースレター、同年 4 月 20 日付ニュースレター及び同年 8 月 4 日付ニュースレターに記載の通りである。日本政府はさらに、以下の団体及び対象品目について輸出等禁止措置を実施している。なお、以下で効力発生日の記載がないものは指定日から効力発生するものとされている。

- (1) 2022 年 9 月 26 日、第 46TSNII 中央化学研究所、全ロシア工学物理計測科学研究所等ロシア 21 団体を輸出禁止対象団体に指定
- (2) 2022 年 9 月 30 日、ロシアを仕向地とする、①軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質 73 品目(アセチレン、アセトン、ベンズアルデヒド等)、②軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置 11 品目(反応器、貯蔵容器、熱交換器及び凝縮器等)、並びに③軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品 5 品目(物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品、発酵槽、遠心分離機等)の輸出を禁止
- (3) 2023 年 1 月 27 日、A. リュリキ試験設計局、A. リュリキ科学技術センター等ロシア団体 49 団体を輸出禁止対象団体に指定(2023 年 2 月 3 日から)
- (4) 2023 年 1 月 27 日、ロシアを仕向地とする、軍事能力等強化関連汎用品等(貨物 40 品目、技術 17 品目、物質 35 品目)に関し輸出及び技術提供を禁止(2023 年 2 月 3 日から)

これまでの輸出等禁止措置の対象者及び輸出禁止対象品目は末尾の表を参照されたい。

III. 輸入禁止措置(プライス・キャップ制度)

上限価格を超えるロシア原産の原油の輸入を承認制とする措置が実施された。上限価格は 1 バレルあたり 60 米ドルである(2022 年 12 月 5 日付外務省告示(外務省告示 404 号))。同年 12 月 5 日以後に行われる輸入に適用される。ただし、同年 12 月 5 日より前に締結された輸入契約に基づき輸入する場合で、同日より前に船積みされ、2023 年 1 月 19 日より前に日本に船卸しされるものについては、適用されない。また、「サハリン 2」プロジェクトにおいて生産された原油については、エネルギー安全保障の観点から、本措置の対象に含まれない。

また、上限価格を超えるロシア原産の石油製品¹の輸入を承認制とする措置も実施された。上限価格は、高

¹ 関税定率法別表 第 27.10 項(廃油を除く)

価値品²は1バレルあたり100米ドル、低価値品³は1バレルあたり45米ドルである(2023年2月6日付外務省告示(外務省告示60号)。2023年2月6日以後に行われる輸入に適用される。ただし、同年2月6日より前に締結された輸入契約に基づき輸入する場合で、同日より前に船積みされ、2023年4月1日より前に日本に船卸しされるものについては適用されない。

IV. サービス提供等の禁止措置

上限価格を超える価格で取引され海上で輸送されるロシア原産の原油(「対象原油」)の購入等に関する取引やサービスの提供も許可制とする措置が実施された。

- 1) 対象原油の購入又は輸送に関する、居住者から非居住者に対する金銭の貸付や債務の保証
- 2) 対象原油の購入に関する、居住者による非居住者に対する以下のサービス
 - ① 海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
 - ② 通関業務又は外国において行う当該業務に相当する業務
 - ③ 債務の保証又は手形の引受けその他これに類するもののうち、信用状を発行する業務
 - ④ 損害保険業務及び損害保険事業に関する業務(船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。)
- 3) 対象原油の購入に関する、居住者と非居住者との特定資本取引(輸入代金との相殺を内容とする貸付など)
- 4) 居住者と非居住者との間で行われる外国相互間の貨物の移動を伴う、対象原油の売買、貸借又は贈与(仲介貿易取引)

なお、2022年12月5日より前に締結された契約による取引であって、同日より前に船積みされ、2023年1月19日より前に船卸しされる対象原油の購入等に関連するものについては適用されず、「サハリン2」プロジェクトにおいて生産された対象原油については、エネルギー安全保障の観点から、本措置の対象に含まれない。

また、石油同様、上限価格を超える価格で取引され海上で輸送されるロシア原産の石油製品の購入等に関する取引やサービスの提供も許可制とする措置が実施された。なお、2023年2月6日より前に締結された契約による取引であって、同日より前に船積みされ、2023年4月1日より前に船卸しされるロシア連邦を原産地とする石油製品の購入等に関連するものについては適用されない。

² 関税定率法別表 第2710.12号、第2710.19号、第2710.20号に該当するもののうち、揮発油(ナフサを除く)、灯油及び軽油

³ 高価値品に該当するもの以外

[別表]

資産凍結等の措置の概要(2023年2月7日現在)			
主要な制裁内容	制裁対象団体	制裁対象個人	
<p>制裁対象者への支払等について、財務大臣(又は経済産業省)の許可を要する。</p>	<p>2014年付告示指定 16 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チヨルノモルネフチガス社 ・自称「ドネツク人民共和国」 ・自称「ドンバス人民軍」、など 	<p>2014年付告示指定 66 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリミア共和国関係者 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者、など 	
	<p>居住者による制裁対象者に対する支払い。支払いが、日本国内からか、日本国外からかは問わない。</p>	<p>2022年2月26日付告示指定 1 銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンク・ロシア 	<p>2022年2月26日付告示指定 24 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自称「ドネツク人民共和国」関係者 ・自称「ルハンスク人民共和国」関係者
	<p>非居住者による制裁対象者に対する、日本国内から国外への支払い</p>	<p>2022年3月1日付告示指定 3 銀行、当該銀行(ロシア連邦中央銀行を除く)が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦中央銀行 ・プロムスヴァジバンク ・ロシア対外経済銀行 	<p>2022年3月1日付告示制裁対象ロシア 6 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア大統領 ・ロシア政府高官
<p>制裁対象者による日本国内から日本国外への支払い</p>	<p>2022年3月3日付告示指定 4 銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対外貿易銀行(VTB) ・ソフコムバンク ・ノヴィコムバンク ・アクリチエ 	<p>2022年3月3日付告示指定 ロシア 18 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・ロスネフチ CEO ・ロステク社長、など 	
	<p>2022年3月3日付告示指定 2 団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ共和国国家軍需産業委員会 ・ミンスク装輪牽引車工場 	<p>2022年3月3日付告示指定 ベラルーシ 37 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ大統領 ・ベラルーシ政府高官 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者 	

<p>制裁対象者との資本取引(預金、信託、貸付)について、財務大臣の許可を要する。</p>	<p>居住者と制裁対象者である非居住者との間の預金契約(但し、居住者が当該非居住者から受け入れるものを除く。)</p>	<p>2022年3月8日付告示指定 ロシア2団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・リサーチ・エージェンシー ・民間軍事会社ワグナー <p>2022年3月8日付告示指定 ベラルーシ10団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ベラルーシ機材輸出公社 ・シネジス・グループ、など <p>2022年3月11日付告示指定 ベラルーシ3銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルアグロプロムバンク ・バンク・ダブラビト ・ベラルーシ共和国開発銀行 <p>2022年3月18日付告示指定 ロシア9団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロスネフチ・アエロ ・株式会社ロスオボロンエクスポート、など <p>2022年4月12日付告示指定 ロシア26団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社戦術ミサイル兵器コーポレーション ・株式会社リヤザン建設局グループ、など <p>2022年4月12日付告示指定 ロシア2銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ズベルバンク ・アルファバンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・自称「ルハンスク人民共和国」関係者 <p>2022年3月8日付告示指定 ロシア20個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・ガスパイプ等建設会社オーナー ・トランスネフチCEO、など <p>2022年3月8日付告示指定 ベラルーシ12個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ政府高官 ・ベラルーシ物流会社オーナー、など <p>2022年3月15日付告示指定 ロシア17個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦国家議員 ・財閥関係者、など <p>2022年3月18日付告示指定 ロシア15個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・ロスネフチCEO親族、など <p>2022年3月25日付告示指定 ロシア25個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セヴェルスターリ・セヴェルグループ会長 ・バンク・ロシア主要株主 ・制裁対象企業重役の親族、など <p>2022年4月12日付告示指定 ロシア398個人</p>
	<p>居住者と制裁対象者である非居住者との間の信託契約(但し、居住者が当該非居住者から受託するものを除く。)</p>		
	<p>居住者による制裁対象者である非居住者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引</p>		

		<p>2022年6月7日付告示指定 ロシア 2銀行、当該銀行が50%以上持分 を保有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モスクワ・クレジット・バンク ・ロシア農業銀行 <p>2022年6月7日付告示指定 ベラ ルーシ1銀行、当該銀行が50%以上 持分を保有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルインヴェストバンク(ベラルーシ 開発復興銀行) <p>2022年7月5日付告示指定 ロシア 6団体、当該団体が50%以上持分 を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社アルマズ・アンティ航空宇 宙防衛会社 ・戦術文化基金、など <p>2022年10月7日付告示指定 ロシ ア9団体、当該団体が50%以上持分 を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体「Rusich」 ・国営企業ロステック、など <p>2023年1月27日付け告示指定 ロ シア3団体、当該団体が50%以上持 分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開株式会社カマズ、など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦国家議員 ・軍関係者 ・ロシア大統領子女 ・ロシア外務大臣妻子 <p>2022年5月10日付告示 指定 ロシア8個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦首相 ・ロシア政府高官 ・軍関係者、など <p>2022年5月10日付告示 指定 「ドネツク人民共 和国」(自称)及び「ル ハンスク人民共和国」 (自称)133個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ドネツク人民共和 国人民議会議員」(自 称) ・「ルハンスク人民共 和国人民議会議員」 (自称)、など <p>2022年7月5日付告示 指定 ロシア57個人及 びウクライナ東部の不安 定化に直接寄与している と判断される5個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・軍関係者、など <p>2022年10月7日付告示 指定 ロシア58個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦安全保障 会議メンバー ・ロシア政府高官の親 族、など <p>2022年10月7日付告示 指定 ロシア連邦による</p>
--	--	---	--

			<p>「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される 23 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリミア地方の高官 ・ウクライナ東部の州の高官、など <p>2023 年 1 月 27 日付告示指定 ロシア 22 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・ロシア法務大臣 ・カマズ社長、など <p>2023 年 1 月 27 日付告示指定 ロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される 14 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウクライナ東部・南部地域の政府組織高官（自称） ・企業オーナー（元ウクライナ大統領子息）など
--	--	--	--

輸出関連の措置の概要(2023 年 2 月 7 日現在)

	特定団体への 輸出・役務取引禁止措置	対象団体
経済産業大臣・財務大臣の承認又は許可を要する。	ロシアの特定団体への輸出・技術提供等	<p>2022 年 3 月 1 日付告示指定 49 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省通信センター ・ロシア量子センター及び ROC ・株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」 ・モスクワ物理・技術大学 ・国営企業ロステック ・統一エンジン製造会社、など

		<p>2022年3月25日付告示指定 81 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共株式会社アムール造船所など造船会社 ・ノヴォシビルスク・マイクロエレクトロニクス研究開発センターなど研究所、など <p>2022年5月10日付告示指定 71 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルマズ株式会社 ・アラギル抵抗器工場、など <p>2022年7月5日付告示指定 65 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ルビン ・株式会社スホイ支部、ユーリー・ガガーリン名称コムソモーリスク・ナ・アムール航空機工場、など <p>2022年9月26日付告示指定 21 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第46TSNI 中央化学研究所 ・全ロシア工学物理計測科学研究所、など <p>2023年1月27日付告示指定 49 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空修理工場 ・機械製造工場、など
	ベラルーシの特定団体への輸出・技術提供等	<p>2022年3月8日付告示指定 2 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省 ・株式会社インテグラル <p>2022年7月5日付告示指定 25 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社第140 修理工場 ・株式会社第558 航空機修理工場、など
	特定貨物の 輸出・役務取引禁止措置	対象品目
	ロシアを仕向地とする輸出・技術提供等	<p>2022年3月15日付告示指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武器や国際輸出管理レジーム対象品目(工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等) ・軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品(一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等) ・石油精製の装置 <p>2022年5月13日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端的な物品(石油精製の触媒、量子計算機その他の量子の

		<p>特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置等)</p> <p>2023年1月27日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍事能力等の強化に資すると考えられる貨物40品目・技術17品目(催涙剤、冷却装置、透視装置、石油・可燃性天然ガスの探査装置に関する技術等)
	<p>ロシアを仕向地とする輸出</p>	<p>2022年3月29日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奢侈品(高級乗用車、ノートパソコン、技術品、宝飾品、酒類、革製品等) ・紙幣・金貨・金地金等 <p>2022年6月10日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業基盤強化に資する物品(木材及びその製品の一部、鉄鋼製の貯蔵タンク等、手工具用又は加工機械用の互換性工具、機械用又は器具用のナイフ及び刃、機械類等の一部、電気機器等の一部、鉄道用機関車、鉄道の保守用の車両等、輸送用の機械等の一部、並びに測定機器及び検査機器並びにこれらの部分品等) <p>2022年9月30日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質73品目(アセチレン、アセトン、ベンズアルデヒド等) ・軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置11品目(反応器、貯蔵容器、熱交換器及び凝縮器等) ・軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品5品目(物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品、発酵槽、遠心分離機等) <p>2023年1月27日付政令・省令指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質35品目(水銀、アンモニア等)
	<p>ベラルーシを仕向地とする輸出・技術提供等</p>	<p>2022年3月15日付告示指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際輸出管理レジーム対象品目(工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等) ・軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品(一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等)

	特定の地域を仕向地とする 輸出禁止措置	対象地域
	ウクライナの一部地域を仕向地とする輸出	2022年3月15日付告示指定 ・ウクライナのドネツク州及びルハンスク州のうち、「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)
輸入関連の措置の概要(2023年2月7日現在)		
	輸入禁止措置	対象品目
経済産業大臣の承認を要する。	ウクライナからの輸入	2014年付告示指定 以下の地域を原産地とする全貨物 ・クリミア自治共和国 ・セヴァストポリ特別市 2022年2月26日付告示指定 以下の地域を原産地とする全貨物 ・「ドネツク人民共和国」(自称) ・「ルハンスク人民共和国」(自称)
	ロシアからの輸入	2022年4月12日付告示指定 ・アルコール飲料、木材、機械類・電気機械 2022年7月5日付告示指定 ・貴金属(金の地金、金貨など) 2022年12月5日付告示指定 ・1バレルあたり60米ドルを超える価格で取引されるロシア原産の原油(「サハリン2」プロジェクトにおいて生産された原油を除く。) 2023年2月6日付告示指定 ・1バレルあたり100米ドル(高価値品)又は45米ドル(低価値品)を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする石油製品

証券の発行・流通に関する措置の概要（2023年2月7日現在）

主な制裁内容	制裁対象団体
<p>制裁対象者による日本における新規の証券の発行及び募集について、財務大臣の許可を要する。</p> <p>* 2014年制裁対象者(ズベルバンク、VTB など)については償還期限が30日を超えるものに限る。</p> <p>* 2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)については、償還期限を問わない。</p>	<p>2014年付告示指定5銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ズベルバンク ・対外貿易銀行 VTB ・対外経済銀行 ・ガスプロムバンク ・ロシア農業銀行
<p>2014年制裁対象者(ズベルバンク、VTB など)及び2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)による新規の証券の発行及び募集のため、居住者が労務又は便益の提供を行うことについて、財務大臣の許可を要する。</p>	<p>2022年2月26日付告示指定3機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦の政府 ・ロシア連邦の政府機関 ・ロシア連邦中央銀行
<p>2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)が、2022年2月26日以降発行した証券を、居住者が、①非居住者から取得する場合、又は②非居住者に対し譲渡する場合、かかる取得や譲渡について、財務大臣の許可を要する。</p>	

ロシア向け投資、長期貸付等の禁止措置(2023年2月7日現在)

	対象行為	対象事業
財務大臣の許可を要する。	<p>右の対象事業に係る、居住者による対外直接投資</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外国法人の10%以上となる株式又は出資の取得に係る証券の取得 - 10%以上の株式又は出資を有する外国法人の発行に係る証券の取得 - 10%以上の株式又は出資を有する外国法人に対する金銭の貸付(貸付期間が1年を超えるものに限る) - 役員の派遣、長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、重要な製造技術の提供という関係がある外国法人への出資・長期貸付 - 外国における支店、工場その他の事業所の設置・拡張に係る資金の支払 	<p>ロシアにおいて行われる事業</p> <p>ロシア法人(*)・ロシア法人に実質的に支配されている法人によるロシア外の外国において行われる事業</p> <p>*ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む。</p>
	右の対象事業に充てるための、居住者による日本から外国へ向けた支払	<p>居住者が、他者と共同して設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動</p>
		<p>居住者が、以下の者と共同して設立する組合その他の団体による外国における事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) ロシアに住所・居所を有する自然人 (b) ロシアの法令に基づいて設立された法人その他の団体(ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む) (c) (a)又は(b)に実質的に支配されている法人その他の団体
経済産業大臣の許可を要する。	対象行為	対象事業
	<p>居住者による特定資本取引(貨物の輸出入や工業所有権の移転等に伴ってその代金・対価の決済の一環として行われる長期(1年を超えるもの)の金銭貸借や保証契約等の取引)のうち、右の対象事業に係る対外直接投資に該当するもの</p>	<p>・ロシアで行われる事業</p> <p>・ロシア法人(*)・ロシア法人に実質的に支配されている法人によりロシア外の外国において行われる事業</p> <p>*ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む。</p>

ロシア向け会計サービス等の禁止措置(2023年2月7日現在)

	対象役務	適用除外
財務大臣の許可を要する。	居住者による、ロシア政府の関係機関、ロシア法人、ロシア在住者等に対する、信託業務の提供	当該居住者が、10%以上の株式又は出資を有する法人・団体に対する提供
	居住者による、ロシア政府の関係機関、ロシア法人・団体に対する、監査業務、財務に関する業務の提供	
	居住者による、ロシア政府の関係機関、ロシア法人・団体に対する、専らマネジメントに関する診断、指導、教育訓練及び調査研究を行う業務	当該居住者と、役員の派遣、長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、重要な製造技術の提供という関係がある法人・団体に対する提供

ロシア原油・石油製品の購入等に関連するサービス等の提供等の禁止措置(2023年2月7日現在)

	対象役務	対象品目
財務大臣又は経済産業大臣の許可を要する。	対象品目の購入又は輸送に関する、居住者から非居住者に対する金銭の貸付や債務の保証	<原油> 1バレルあたり60米ドルを超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする海上において輸送される原油 <石油製品> 1バレルあたり100米ドル(高価値品)又は45米ドル(低価値品)を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする海上において輸送される石油製品
	対象品目の購入に関する、居住者による非居住者に対する、海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務	
	対象品目の購入に関する、居住者による非居住者に対する、通関業務又は外国において行う当該業務に相当する業務	
	対象品目の購入に関する、居住者による非居住者に対する、債務の保証又は手形の引受けその他これに類するもののうち、信用状を発行する業務	
	対象品目の購入に関する、居住者による非居住者に対する、損害保険業務及び損害保険事業に関する業務(船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。)	
	対象品目の購入に関する、居住者と非居住者との特定資本取引(輸入代金との相殺を内容とする貸付など)	
	居住者と非居住者との間で行われる外国相互間の貨物の移動を伴う、対象品目の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)	

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 小林 英治(ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 松嶋 希会(kie.matsushima@amt-law.com)
弁護士 北村 健一(kenichi.kitamura@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com